|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 中央府税事務所 | 特別休暇（服喪休暇）について、親族の対象外の者を承認しているものがあった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職員 | 続柄 | 休暇承認日 | | Ａ | 配偶者のおば（服喪休暇対象外） | 令和３年９月14日 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】  （特別休暇）  第15条　任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、  当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。  　六　前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合　人事委  員会規則で定める期間  【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】  （特別休暇）  第10条　条例第15条第６号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号  　に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号  に定める期間とする。  　六　親族の喪に服する場合　別表第５に定める日数以内で必要と認め  る期間  　別表第５（第10条関係）   |  |  | | --- | --- | | 死亡した者 | 日数 | | 父母、配偶者、子 | ７日 | | 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 | ３日 | | 孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 | １日 |   　（以下略） | | 誤って承認した特別休暇については速やかに取り消し、年次休暇として処理を行った。  再発防止策として所属職員に対し、申請及び承認を行う際には、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等を確認した上で適正に行うよう周知徹底した。  今後も定期的に所属職員に向けて注意喚起を行い、引き続き法令等に基づいた適正な事務処理に努める。 |

不適切な服務管理

監査（検査）実施年月日（委員：令和―年―月―日、事務局：令和４年10月14日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 中央府税事務所 | 人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、人間ドックの受診及びその結果説明等に要する時間は職免として取り扱うことができるが、職免の適用対象外とする受診についても職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 受診内容 | 受診日 | 受診等の時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 人間ドック結果に伴う受診勧奨による再検査及び受診 | 令和３年  12月３日 | 午前９時00分  から  午後０時15分まで | 午前９時00分  から  午後０時15分まで | | 令和４年１月11日 | 午前９時00分  から  午前10時15分まで | 午前９時00分  から  午前10時15分まで | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【地方公務員法】  (職務に専念する義務)  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  (職務に専念する義務の免除)  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  二　厚生に関する計画の実施に参加する場合  【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】（総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」）  ○条例に基づく職務専念義務の免除  本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | 条例  第２条  第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理  ア．希望者を対象のもの  人間ドック、婦人科検診、大腸検診  （以下略） | （略） | | | 誤って承認した職務専念義務の免除については速やかに取り消し、年次休暇として処理を行った。  　今回の検出事項の原因は、申請者が職員健康管理事業における服務の取扱いについて正確な認識を欠いていたことと、承認者の確認不足によるものであった。  再発防止策として所属職員に対し、服務に係る申請を適正に行うよう、また直接監督責任者が承認を行う際には、その要件の確認を確実に行うよう周知徹底した。  今後も定期的に所属職員に向けて注意喚起を行い、引き続き法令等に基づいた適正な事務処理に努める。 |

不適切な服務管理

監査（検査）実施年月日（委員：令和―年―月―日、事務局：令和４年10月14日）

不適切な服務管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 障がい者自立センター | 人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 健康診断名 | 検診日 | 検診等の時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 人間ドック | 令和３年  ７月５日 | 午前９時00分  から  午後０時00分  まで | 午前９時00分  から  午後５時30分  まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【地方公務員法】  (職務に専念する義務)  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  (職務に専念する義務の免除)  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  二　厚生に関する計画の実施に参加する場合  【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】（総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」）  ○条例に基づく職務専念義務の免除  本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | 条例  第２条  第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理  ア．希望者を対象のもの  人間ドック、婦人科検診、大腸検診  （以下略） | （略） | | | 誤って承認した職務専念義務の免除については、これを取り消し年次休暇として処理を行った。  今回の原因は、申請者が職務専念義務の免除について正確な認識を欠いていたこと、直接監督責任者の確認不足によるものであった。  再発防止のため、所属内全職員に対し、適正な職務専念義務の免除申請について注意喚起を行うとともに、庶務担当課においてもチェック体制の強化を図った。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月２日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 池田保健所 | 委託契約において、受注者に再委託の必要が生じた場合は、発注者は受注者に書面により通知させ、承認しなければならないとされている。  下記委託契約について、受注者から再委託に係る書面通知を入手した上で承認手続を行っていたが、その後、変更契約により委託期間を延長した際の再委託に係る承認にあたって、書面通知の入手や再委託の意思決定が行われていなかった。  契約名称：新型コロナウイルス感染症疑い患者のPCR検査に係る検体採取等業務委託  １　当初契約  (1) 契約期間　　　　　　令和３年４月１日から同年６月30日まで  (2) 契約金額　　　　　　7,080,290円  (3) 再委託業務　　　　　検体採取業務  　　　　　　　　　　　 　　 検体採取受付業務及び検体採取場内整理業務  (4) 再委託期間　　　　　令和３年４月１日から同年６月30日まで  ２　変更契約（１回目）  (1) 契約期間　　　　　　令和３年４月１日から同年９月30日まで  (2) 契約金額　　　　　　14,366,411円  ３　変更契約（２回目）  　　(1) 契約期間　　　　　　令和３年４月１日から令和４年３月31日まで  　　(2) 契約金額　　　　　　26,469,953円 | 検出事項について、今後、同様の契約により事業を実施する際には、指針等に基づき、再委託に係る書面通知の入手や書面による承認手続の実施など、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【委託役務業務における再委託等の承認事務に関する指針】  ４　承認の手続き  　(1)　受注者に再委託又は再々委託(以下「再委託等」という。)の必要が生じた場合は、発注者は受注者に、再委託等の相手方の商号又は名称、所在地及び代表者名、再委託等の金額、業務内容、期間、理由について書面により提出させるものとする。  　(2)　受注者から(1)の書面の提出があった場合、発注者は、２及び３に基づき審査のうえ、承認又は不承認を決定し、受注者に通知する。  　(5)　(1)から(4)の規定は、承認した再委託等の内容を変更する場合について準用する。  【新型コロナウイルス感染症疑い患者のPCR検査に係る検体採取等業務契約書】  （再委託等の禁止及び誓約書の提出）  第７条　乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、乙が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他甲が必要とする事項を書面をもって甲に通知し、甲の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。 | | 検出事項の原因は、変更契約により委託期間を延長した際の再委託に係る承認についても受注者から書面通知を入手した上で承認を行う必要があるという認識が不足していたことである。  再発防止のため、本件指摘事項について、所内に周知を行った。  　今後は、委託契約において、受注者に再委託の必要が生じた場合は、受注者から再委託に係る書面通知を入手した上で承認手続を行い、委託期間延長に係る変更契約の際も同様に承認手続を行うよう徹底する。 |

契約手続の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月24日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 池田保健所 | 出勤簿を確認したところ、早退ありとなっているものがあった。本件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 日付 | 出勤簿表示 | 原因 | | Ａ | 令和３年12月16日 | 早退 | 年休入力漏れ | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。 | 検出事項について、年次休暇取得手続を行った。  　再発防止策として、職員及び直接監督責任者による出勤簿の確認を徹底することで、チェック体制を強化した。 |

不適切な服務管理

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月24日）

不適切な服務管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 池田保健所 | 新型コロナウイルス感染症に係る職務専念義務の免除について、要件に該当しないものを承認していた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 承認日 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 | 免除願の理由 | | Ａ | 令和４年  ２月14日 | 午前９時00分から  午後５時30分まで  （全日） | 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当する可能性があったため | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【地方公務員法】  (職務に専念する義務)  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  三　前二号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合  【職務に専念する義務の特例に関する規則】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  十二　前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合  【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する事務取扱要領】  第８－３　新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の職務専念義務免除の取扱いについて  新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の服務上の取扱いについては、本府人事委員会との協議の上、職免規則第２条第12号に該当するものとし、職務に専念する義務の免除の取扱いについては、次のとおりとする。  (1)　職務に専念する義務を免除する場合  ｂ　保健所（帰国者・接触者相談センター）等から新型コロナウイルス感染症に感染したおそれのある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合  (2)　職務に専念する義務を免除する期間  ⑴ｂに該当する場合、濃厚接触者として外出自粛等の協力要請を受けた期間又は時間 | | 誤って承認した職務専念義務の免除については、これを取り消し、年次休暇として処理を行った。  検出事項の原因は、申請者が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者における職務専念義務免除の範囲について認識不足であったこと及び直接監督責任者においても確認不足であったことにある。  再発防止策として、所内職員に服務に関する申請を適正に行うように周知を行うとともに、直接監督責任者が承認を行う際は、申請内容を再確認するように徹底する。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月24日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 池田保健所 | 出勤簿を確認したところ、退勤の記録がないものがあった。本件については、管内出張（宅着）をしていたにもかかわらず、出張入力を怠っており、旅費についても未払であった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張日 | 未払旅費額 | | Ａ | 大阪市中央区 | 令和３年11月10日 | 810円 |   また、出退勤の記録がないものが２件あった。本件については、管内出張（宅発宅着）をしていたにもかかわらず、出張入力を怠っており、旅費についても未払であった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張日 | 未払旅費額 | | Ａ | 大阪市中央区 | 令和３年９月28日 | 720円 | | 大阪市中央区 | 令和３年12月１日 | 720円 |   この内１件については、出張用務前は年休を取得していたが、誤った時間で届出・承認されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | （誤）年休取得時間 | （正）年休取得時間 | 実際の勤務時間 | | Ａ | 午前９時15分から  午後２時00分まで | 午前９時15分から  午後３時00分まで | 午後３時00分から  午後５時45分まで | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、出張、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。 | 未払旅費については、追給を行った。  また、正しい年休取得時間となるよう不足分について、年次休暇取得手続を行った。  　再発防止策として、所内職員に管内出張の申請漏れがないように注意喚起を行い、直接監督責任者が出勤簿エラーを確認することで、チェック体制を強化した。 |

不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月24日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 藤井寺保健所 | **管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。**  **また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。**   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張日 | システム入力日 | | 過誤払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 令和３年10月19日 | 令和３年10月15日 | 令和３年10月19日 | 560円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 | 過誤払旅費に関しては、戻入処理を行い、領収証書により職員から返納されたことを確認した。  今回の原因は、申請者、直接監督責任者及び旅費支給事務担当者の確認不足であった。  　本件指摘事項について、所属内で共有し、旅費事務の適正な執行について注意喚起を行った。  今後は、職員による登録時及び承認者による承認時に重複登録がないかの確認を行うとともに、旅費支給事務の際は、複数人で旅費明細内訳書の確認を徹底し、法令等に基づき適正な事務処理を行う。 |

管内旅費の支給事務の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月28日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 藤井寺保健所 | 出勤簿を確認したところ、早退ありとなっているものがあった。本件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 日付 | 出勤簿表示 | 原因 | | Ａ | 令和４年３月25日 | 早退 | 年休入力漏れ | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。 | 検出事項について、年次休暇取得の手続を行った。  今回の原因は、職員が年次休暇の申請を失念していたことと、職員及び直接監督責任者の出勤簿状況の確認不足であった。  　本件指摘事項については、所属内で共有し、適正な処理を行うよう注意喚起を行った。  今後は、職員及び直接監督責任者による出勤簿状況の確認を徹底することでチェック体制を強化する。 |

不適切な服務管理

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月28日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 藤井寺保健所 | 定期健康診断の受診に係る管内出張について、職員が誤って職務専念義務免除申請としてシステム登録を行い、決裁権者が誤って承認していた。そのため、管内出張に係る旅費も未払となっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張日 | 未払旅費額 | | Ａ | 大阪市中央区 | 令和３年４月21日 | 460円 | | Ｂ | 大阪市中央区 | 令和３年８月31日 | 410円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【職員健康管理事業における「服務の取扱い」一覧表（知事部局）（令和３年４月１日）】   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 健康診断等の種類  （区分） | | 取扱い（受診に要する時間） | | | | １次検診 | ２次検診  [精密検査] | 管理検診 | | 一般定健 | 一般定期  健康診断 | 出張 | 出張 | 出張 | | 誤って承認した職務専念義務の免除については、これを取り消し、管内出張旅費を支給した。  今回の原因は、申請者及び直接監督責任者が職員健康管理事業における服務の取扱いについて、正確な認識を欠いていたことであった。  　本件指摘事項について、所属内で共有し、服務に係る取扱いの周知を行った。  今後は、申請者が適正な申請を行うとともに、直接監督責任者が承認を行う際には、その要件の確認を徹底することで適正な事務処理を行う。 |

不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月28日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 藤井寺保健所 | 行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | 13.75㎡  φ200㎜×8.0ｍ  φ300㎜×2.1ｍ | ガス整圧器室用地  ガス管埋設 | （注１）  29,120円 | 平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 建物 | 1.29㎡ | ESCO事業における省エネルギー設備の設置 | （注２）  10,780円 | 平成31年４月１日から  令和６年３月31日まで |   （注１）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「25,520円」のまま放置されていた。  （注２）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「9,940円」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。  また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産規則】  (使用状況の確認)  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年１回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | 検出事項について、公有財産台帳への登載を行った。  今回の原因は、当該事務処理についての認識不足と担当者間の引継ぎが十分になされていなかったことにある。  本件を受け、公有財産事務を担当するグループ内で大阪府公有財産台帳等処理要領等の周知徹底を行った。  今後は、使用料の払込を確認した時点で公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産規則及び大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。 |

公有財産台帳の登載誤り

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月28日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 藤井寺保健所 | 行政財産の使用許可状況の確認について、チェックリスト（※１）による使用状況の調査が実施されず、財産活用課長への報告（※２）も行っていなかった。  （※１）様式１：使用許可及び貸付に関するチェックリスト  （※２）様式２：使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書    施設名：藤井寺保健所   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 許可目的 | 使用料 | 許可期間 | | 建物 | 1.29㎡ | ESCO事業における省エネルギー設備の設置 | 21,450円※ | 平成31年４月１日から  令和６年３月31日まで |  * 公有財産規則第29条に基づく減額後の使用料10,780円 | 公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。  【公有財産事務の手引】  第１章　総則  第２節　公有財産事務の概要  第２　公有財産の管理体制  ３　部局長等（財産管理者）の職務  　　　(4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。  ④　使用・貸付状況の確認  行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年１回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。  【使用許可及び貸付状況に関する実地調査について（通知）（平成30年３月13日　財産活用課長）】  １　毎年７月１日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式１）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。  ２　調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。  ３　調査を実施した場合は、別添報告書（様式２）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。 | 検出事項について、チェックリストによる調査を実施し、実地調査報告書により財産活用課長あて報告を行った。  　今回の原因は、公有財産事務のルール等についての認識不足であった。  　再発防止に向け、本件指摘事項について、所内で共有し、行政財産の使用許可に係る適正な手続について公有財産事務を担当するグループ内で周知徹底を図った。 |

公有財産管理の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月28日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 泉佐野保健所 | 出勤簿を確認したところ、遅参ありとなっているものがあった。本件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 日付 | 出勤簿表示 | 原因 | | Ａ | 令和４年１月27日 | 遅参 | 年休入力漏れ | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。 | 検出事項については、異動した職員の年休取得が未処理となっていたため、異動先に手続を依頼し、当該職員の出勤簿により手続が完了したことを確認した。  また、再発防止策として、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守するよう職員への周知を行うとともに、直接監督責任者によるチェックの徹底を図った。 |

不適切な服務管理

監査（検査）実施年月日（委員：令和―年―月―日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| こころの健康総合センター | 令和３年度自殺予防集中電話相談事業の委託契約締結において、大阪府財務規則第68条第３号を適用して契約保証金を免除していたが、契約保証金免除申請書を確認したところ、契約金額の７割に満たない履行実績が含まれており適用条件を満たしていなかった。  契約名称：令和３年度自殺予防集中電話相談事業  １　契約金額：9,367,802円（７割の契約金額は、6,557,461.4円）  ２　過去２年間の数回以上の契約実績  (1) 4,503,501円  (2) 4,829,651円  (3) 9,148,030円 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  第68条　契約担当者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。  　三　令第167条の５又は令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去２年の間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。  【大阪府財務規則の運用】  第68条関係  １　規則第68条第３号中「種類」とは、土木一式工事、建築一式工事、アスファルト舗装工事、その他これらに含まれない工事については専門工事（建設業法の別表に掲げるもの）の区分、船舶（建造及び修理）等をいい、「規模」とは、契約金額を指し、「ほぼ同じくする」とは、契約金額の７割に相当する金額以上のものとする。また、「数回以上」とは、２回以上をいう。ただし、長期継続契約による場合の「規模」の基準となる契約金額は、契約書に契約月額の記載があるときは契約月額に12を乗じて得た金額を指し、契約書に契約月額の記載がないときは契約総額を契約月数で除した額に12を乗じて得た金額を指すものとする。  　　なお、「過去２年の間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。 | 本件検出事項の原因は、契約保証金免除の適用条件について、正確な認識を欠いていたことである。  再発防止のため、本件指摘事項を幹部会議において共有するとともに、所内会計研修において、大阪府財務規則の適用条文の確認及び契約保証金免除を決定する際の根拠資料の内容確認の徹底を職員に周知した。  　今後は、関係法令等に基づき適正な契約事務の執行を行う。 |

契約手続の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月６日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| こころの健康総合センター | タクシー借上料について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に行われていた。  契約名称：タクシー借上に係る契約  １　契約期間：令和３年４月１日から令和４年３月31日  ２　経費支出変更伺書の起案日：令和４年４月20日  ３　経費支出変更伺書の決裁日：令和４年４月21日  ４　支出負担行為変更額：18,682円 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【令和４年４月１日付け改正前の大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 | 検出事項の原因は、担当者が当該事務処理を失念していたものである。  今後、同様の事案を発生させないよう、所内会計研修において本件指摘事項を共有し、注意喚起を行った。  また、特に年度末に支出すべき経費が確保できているかリストを作成し、担当者だけでなく複数人で確認を行うなどチェック体制を強化し、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。 |

決裁遅延

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月６日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| こころの健康総合センター | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。  また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張日 | システム入力日 | | 過誤払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 令和３年11月25日 | 令和３年11月15日 | 令和３年11月18日 | 390円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 | 過誤払となった旅費については、戻入手続を行い、職員からの返納を確認した。  　今後、同一日に同一内容の出張が入力されていないかを承認者が承認時に、旅費担当者が月締めの集計の際に確認することとした。  　また、所内会計研修において、職員に対し旅費事務の適正な執行について周知徹底を図った。  　今後は、関係法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

管内旅費の支給事務の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月６日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| こころの健康総合センター | 人間ドック（二次検診）に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 健康診断名 | 検診日 | 検診等の時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 | | Ａ | 人間ドック  （二次検診） | 令和３年  ８月３日 | 午後１時00分  から  午後１時45分  まで | 午前８時30分  から  午後５時00分  まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【地方公務員法】  (職務に専念する義務)  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  (職務に専念する義務の免除)  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  二　厚生に関する計画の実施に参加する場合  【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】（総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」）  ○条例に基づく職務専念義務の免除  本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | 条例  第２条  第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理  ア．希望者を対象のもの  人間ドック、婦人科検診、大腸検診  （以下略） | （略） | | | 本件について、誤って承認した職務専念義務の免除については、これを取り消し、年次休暇として処理を行った。  　本件検出事項の原因は、申請者が職員健康管理事業における服務の取扱いについての正確な認識を欠いていたことと、直接監督責任者の確認不足であった。  　再発防止のため、所内会計研修において職員に対し、服務に係る申請を適正に行うよう周知徹底を図るとともに、直接監督責任者が承認を行う際には、その要件の確認を確実に行うよう注意喚起を行った。 |

不適切な服務管理

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月６日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| こころの健康総合センター | 出勤簿を確認したところ、早退ありとなっているものがあった。本件については、管内出張（宅着）をしていたにもかかわらず、出張入力を怠っており、旅費についても未払であった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張日 | 未払旅費額 | | Ａ | 豊中市 | 令和４年１月25日 | 720円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、出張に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。 | 未払旅費については、追給を行った。  　また、所内会計研修において職員に対し、旅費事務の適正な執行について、周知徹底を図った。  　今後は、各課において、職員の出張入力等を複数職員で確認することとし、承認者は課員の出張届が適正に提出されているか確認の上、承認することで適正な事務処理を行う。 |

不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月６日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| こころの健康総合センター | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが９件あった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職員 | 事実発生時期 | 件数 | | Ａ | 令和３年７月 | １件 | | Ｂ | 令和３年６月 | １件 | | 令和３年７月 | １件 | | 令和３年10月 | １件 | | Ｃ | 令和３年７月 | １件 | | 令和３年10月 | ３件 | | Ｄ | 令和３年５月 | １件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 | 本件については、勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を行った上、総務サービス課に依頼し、追給を行った。  　なお、所内会計研修において職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知した。  　今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務管理を行う。 |

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月６日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| こころの健康総合センター | 下記の賃貸借契約について、ファイナンス・リース取引におけるリース資産に該当する場合は固定資産として計上しなければならないが、計上していなかった。  また、リース資産の計上に伴い必要となる公有財産台帳への登載もされていなかった。   |  |  | | --- | --- | | 借入件名 | こころの健康総合センターで使用する緊急車両の賃貸借１台 | | 借入金額 | 7,620,480円 | | 借入期間 | 平成30年３月１日から令和６年２月29日まで | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府財務諸表作成基準等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (5）リース資産  ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいものを除く。）におけるリース資産を計上する。  【大阪府財務諸表作成基準の注解】  第15条　第５号関係  (1)　ファイナンス・リース取引は、複数年の賃貸借契約を締結するもののうち、法第214条に規定する債務負担行為を設定するもの等、リース期間とリース料を設定し、かつ、実質的に中途解約を禁止した契約をいう。  (2)　重要性の乏しいものとは、リース期間が１年以内のリース取引又はリース契約１件あたりのリース料総額（維持管理費相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる）が300万円以下のリース取引をいう。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （その他の資産）  第20条　財産以外で作成基準に規定する次の各号に掲げる資産については、部局長等がそれぞれ、システムを利用して管理するものとする。また、その取得・管理・処分については、別に定めがある場合を除き、部局長等がそれぞれ、以下の方法により取り扱うものとする。  (1)　リース資産  ア　作成基準第15条第５号に規定する固定資産をいう。 | 検出事項について、公有財産台帳に登載した。  なお、所内会計研修において、職員に対し本件指摘事項を共有し、注意喚起を行った。  　今後は、公有財産事務やリース資産に関する研修への参加やマニュアル等を十分に確認することで、適正な事務処理を行う。 |

リース資産の計上誤り

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月６日）